

情報公開審査会答申の概要

答申第 976 号（諮問第 1491 号）

件名：閲覧禁止をしている図書等の不開示決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 7 月 28 日

2 原処分

平成 27 年 8 月 7 日（不開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 2 欄に掲げる開示請求に係る文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項に定める行政文書に該当しないとして不開示とした。

3 異議申立て

平成 27 年 8 月 13 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成 28 年 7 月 28 日

5 答申

令和 3 年 9 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、本件請求対象文書に対し、行政文書に該当しないとして不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 行政文書の該当性について

実施機関によれば、条例第 2 条第 2 項ただし書においては、愛知芸術文化センター図書館（以下「県図書館」という。）等の施設において県民の利用に供する目的で管理されているものについては、条例の対象となる行政文書から除くこととされているところ、県図書館において閲覧を停止等している図書についても、利用者から閲覧の申請があれば、閲覧を制限してい

る理由又は利用者の閲覧の目的に応じて、図書閲覧を認めているとのことである。

よって、本件請求対象文書は、専ら県民の利用を目的に管理しているものであることから、条例第2条第2項第1号に該当し、条例第2条第2項本文が開示請求の対象として定義している行政文書には該当しないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示 請求日	2 行政文書の名称その他の開示請求に 係る行政文書を特定するに足りる事項	3 異議申立て 年月日	4 不開示決定
平成 27 年 7 月 28 日	請求 1 愛知県図書館に対する開示請求 閲覧禁止をしている図書	平成 27 年 8 月 13 日	平成 27 年 8 月 7 日
平成 27 年 7 月 28 日	請求 2 愛知県図書館に対する開示請求 閲覧制限をしている図書	平成 27 年 8 月 13 日	平成 27 年 8 月 7 日